

解体工事を希望する建設業者の皆様へ

平成31・32年度から解体工事を受注希望工事とする
場合の競争入札参加資格申請の条件が変わります

《解体工事を受注希望工事とする申請が可能な許可・経営事項審査の業種》

建設工事の許可業種等	平成29・30年度 競争入札参加資格申請	平成31・32年度以降 競争入札参加資格申請
とび・土工工事業 (経過措置適用)	可	不可
解体工事業	可	可

平成31・32年度以降の解体工事業の競争入札参加資格の登録を希望される方は、建設業法に基づく「解体工事業」の許可と「解体」の経営事項審査を、平成30年秋頃までに忘れずに受けてください！



建設業法の改正により、平成28年6月1日から「解体工事業」が新設され、解体工事を施工する際は「解体工事業」の許可が必要となりました。

本市では、経過措置として、「とび・土工工事業」内の「解体工事」でも競争入札参加資格の登録を行っていましたが、平成31・32年度からは「解体工事業」でのみ申請を受け付けることといたします。そのため、**平成31年4月1日以降に解体工事の競争入札参加資格の登録を希望する場合は、**

- ① 「解体工事業」の許可
- ② 「解体」の経営事項審査結果通知

を次回の競争入札参加資格審査申請の日(平成30年秋頃を予定)までに受けていただく必要があります。

また、「解体工事業」の資格審査数値における総合評定値は、現行では「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」欄のものを使用しておりましたが、平成31年4月1日以降は「解体」欄のものを使用します。

お問い合わせ先

さいたま市財政局契約管理部契約課
契約管理係 電話 048-829-1179
FAX 048-829-1986